

(写)

6 三 総 政 第 459 号

令和 6 年 11 月 22 日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和 6 年第 4 回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第48号 令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 議案第49号 三鷹市組織条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第54号 三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 三鷹市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案第58号 三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例
- 議案第59号 三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第60号 財産の無償貸付けについて

- 議案第61号 財産の無償貸付けについて
- 議案第62号 財産の無償貸付けについて
- 議案第63号 財産の無償貸付けについて
- 議案第64号 三鷹ネットワーク大学の指定管理者の指定について
- 議案第65号 三鷹市井口グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第66号 三鷹市一小学童保育所Cの指定管理者の指定について
- 議案第67号 令和6年度三鷹市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第68号 令和6年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 令和6年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第70号 令和6年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 48 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

緊急執行を要した令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 4 号）については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

専 決 処 分 書

令和6年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

三鷹市長 河 村 孝

理 由

令和6年10月9日に衆議院の解散が予定されていることから、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る早急な予算措置の必要が生じたため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

提案理由

令和6年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったため、市長において処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

（第2項省略）

- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

（以下省略）

議案第 49 号

三鷹市組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市組織条例の一部を改正する条例

三鷹市組織条例（昭和46年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条総務部の項の次に次の1項を加える。

防災安全部

第2条総務部の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第2条総務部の項の次に次の1項を加える。

防災安全部

(1) 防災に関すること。

(2) 市民の安全安心及び交通安全に関すること。

第2条子ども政策部の項第2号中「児童青少年」の右に「（学童保育所に関することを除く。）」を加え、同条都市再生部の項第3号中「及び交通安全」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（三鷹市消防団員賞じゅつ金支給条例の一部改正）

2 三鷹市消防団員賞じゅつ金支給条例（昭和63年三鷹市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 防災安全部担当副市長

(2) 防災安全部長

提案理由

新たに防災安全部を設置し、分掌事務を定めるとともに、総務部、子ども政策部及び都市再生部の分掌事務を改めるため、本案を提出します。

議案第 50 号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」」を「「100分の125」とあるのは「100分の70」」に、「「100分の100」とあるのは「100分の57.5」」を「「100分の105」とあるのは「100分の60」」に、「「100分の90」とあるのは「100分の57.5」」を「「100分の95」とあるのは「100分の60」」に改める。

第15条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の117.5」に、「100分の132.5」を「100分の137.5」に、「100分の142.5」を「100分の147.5」に改め、同条第3項中「「100分の112.5」とあるのは「100分の55」」を「「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」」に、「「100分の132.5」とあるのは「100分の65」」を「「100分の137.5」とあるのは「100分の67.5」」に、「「100分の142.5」とあるのは「100分の65」」を「「100分の147.5」とあるのは「100分の67.5」」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	184,100	235,800	254,800	303,400	502,700
2	185,000	237,000	256,200	305,400	517,900
3	186,000	238,200	257,600	307,400	526,900
4	187,000	239,400	259,000	309,300	535,900
5	188,000	240,600	260,500	311,200	
6	189,000	241,800	261,900	313,100	
7	190,100	243,000	263,300	315,200	
8	191,200	244,200	264,700	317,200	
9	192,300	245,400	266,200	319,100	
10	193,400	246,600	267,600	321,100	
11	194,500	247,800	269,100	323,100	
12	195,700	249,100	270,700	325,100	
13	196,900	250,400	272,300	327,100	
14	198,100	251,700	274,000	329,200	
15	199,400	252,900	275,700	331,300	
16	200,700	254,300	277,400	333,300	
17	202,100	255,800	279,200	335,400	
18	204,200	257,200	281,200	337,500	
19	206,300	258,400	283,100	339,700	
20	208,500	259,800	285,100	341,900	
21	210,700	261,300	287,000	344,100	
22	212,500	262,700	289,000	346,600	
23	214,300	264,000	291,000	349,100	
24	216,100	265,400	292,900	351,600	
25	217,900	266,900	294,800	354,100	
26	219,800	268,500	296,800	356,600	
27	221,700	270,000	298,800	359,100	
28	223,600	271,500	300,700	361,900	
29	225,500	273,100	302,600	364,600	
30	226,800	275,100	304,600	367,600	
31	228,200	277,000	306,600	370,500	
32	229,600	279,000	308,500	373,400	
33	231,200	280,900	310,400	376,400	
34	232,400	282,500	312,300	379,200	
35	233,500	284,100	314,400	381,900	
36	234,600	285,600	316,400	384,600	
37	235,700	286,900	318,300	387,100	
38	236,700	288,200	320,300	389,600	
39	237,800	289,500	322,200	391,900	
40	238,900	290,900	324,200	394,300	
41	240,100	292,300	326,200	396,700	
42	241,100	293,700	328,100	399,000	
43	242,200	295,000	330,100	401,300	
44	243,300	296,300	332,100	403,600	

45	244, 500	297, 600	334, 100	406, 000	
46	245, 500	298, 900	336, 100	408, 300	
47	246, 600	300, 200	338, 100	410, 500	
48	247, 700	301, 500	340, 100	412, 700	
49	248, 900	302, 800	342, 200	415, 000	
50	250, 000	304, 100	344, 700	417, 300	
51	251, 100	305, 400	347, 200	419, 500	
52	252, 100	306, 700	349, 700	421, 700	
53	253, 200	308, 000	352, 200	423, 700	
54	254, 200	309, 300	354, 500	425, 600	
55	255, 300	310, 600	356, 700	427, 600	
56	256, 400	311, 800	358, 800	429, 500	
57	257, 500	313, 100	360, 800	431, 300	
58	258, 500	314, 300	362, 800	433, 100	
59	259, 600	315, 500	364, 700	434, 800	
60	260, 700	316, 800	366, 500	436, 600	
61	261, 800	318, 100	368, 400	438, 400	
62	262, 800	319, 400	370, 300	439, 900	
63	263, 900	320, 600	372, 200	441, 000	
64	265, 000	321, 900	374, 000	441, 900	
65	266, 100	323, 100	375, 800	442, 800	
66	267, 100	324, 300	377, 500	443, 600	
67	268, 200	325, 500	379, 100	444, 300	
68	269, 300	326, 800	380, 500	445, 000	
69	270, 300	328, 000	382, 000	445, 700	
70	271, 300	329, 200	383, 000	446, 400	
71	272, 400	330, 400	383, 900	447, 100	
72	273, 400	331, 600	384, 700	447, 800	
73	274, 500	332, 900	385, 500	448, 500	
74	275, 500	334, 000	386, 300	449, 200	
75	276, 600	335, 200	387, 000	449, 900	
76	277, 600	336, 300	387, 700	450, 500	
77	278, 700	337, 500	388, 500	451, 100	
78	279, 700	338, 600	389, 200	451, 800	
79	280, 700	339, 600	389, 900	452, 400	
80	281, 800	340, 500	390, 600	453, 000	
81	282, 900	341, 300	391, 300	453, 600	
82	283, 900	342, 100	391, 900	454, 200	
83	285, 000	342, 900	392, 500	454, 800	
84	286, 000	343, 600	393, 000	455, 400	
85	287, 100	344, 300	393, 500	456, 000	
86	288, 100	345, 100	394, 000	456, 600	
87	289, 100	345, 700	394, 500	457, 200	
88	290, 100	346, 400	395, 100	457, 700	
89	291, 200	347, 100	395, 700	458, 200	
90	292, 200	347, 700	396, 300	458, 800	
91	293, 300	348, 200	396, 900	459, 300	
92	294, 300	348, 600	397, 400	459, 800	
93	295, 300	349, 100	397, 900	460, 300	
94	296, 300	349, 600	398, 500	460, 800	

95	297, 300	350, 100	399, 000	461, 300	
96	298, 300	350, 600	399, 500	461, 800	
97	299, 400	351, 000	400, 000	462, 200	
98	300, 400	351, 500	400, 500		
99	301, 400	351, 900	401, 000		
100	302, 400	352, 400	401, 500		
101	303, 500	352, 900	402, 000		
102	304, 600	353, 300	402, 500		
103	305, 600	353, 800	403, 000		
104	306, 600	354, 300	403, 500		
105	307, 500	354, 700	403, 900		
106	308, 400	355, 100	404, 400		
107	309, 300	355, 500	404, 900		
108	310, 200	355, 900	405, 300		
109	311, 000	356, 300	405, 700		
110	311, 700	356, 700	406, 200		
111	312, 400	357, 100	406, 700		
112	313, 100	357, 500	407, 100		
113	313, 800	357, 900	407, 500		
114	314, 200	358, 300	408, 000		
115	314, 700	358, 700	408, 500		
116	315, 200	359, 100	408, 900		
117	315, 600	359, 500	409, 300		
118	316, 000	359, 900	409, 800		
119	316, 300	360, 300	410, 200		
120	316, 600	360, 700	410, 600		
121	316, 900	361, 100	411, 000		
122	317, 300	361, 400	411, 500		
123	317, 600	361, 800	411, 900		
124	317, 900	362, 200	412, 300		
125	318, 200	362, 600	412, 700		
126	318, 600	362, 900	413, 200		
127	318, 900	363, 300	413, 600		
128	319, 200	363, 700	414, 000		
129	319, 500	364, 100	414, 400		
130	319, 900		414, 900		
131	320, 200		415, 300		
132	320, 500		415, 700		
133	320, 800		416, 100		
134	321, 200		416, 500		
135	321, 500		416, 900		
136	321, 800		417, 300		
137	322, 100		417, 700		
138	322, 400		418, 100		
139	322, 800		418, 500		
140	323, 100		418, 900		
141	323, 400		419, 300		
142	323, 700				
143	324, 000				
144	324, 300				

145	324, 600				
146	324, 900				
147	325, 200				
148	325, 500				
149	325, 800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	201, 200	233, 700	274, 800	318, 400	436, 800

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199, 700円とする。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表(2)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	175,700	245,000	276,300	307,200
2	176,200	246,500	277,900	309,300
3	176,700	248,000	279,600	311,400
4	177,200	249,500	281,300	313,400
5	177,700	250,900	283,000	315,500
6	178,200	252,200	284,700	317,600
7	178,700	253,400	286,400	319,700
8	179,300	254,600	288,100	321,800
9	179,900	255,800	289,800	323,800
10	180,400	257,000	291,500	325,800
11	181,100	258,300	293,300	327,700
12	181,700	259,600	295,000	329,700
13	182,300	260,900	296,700	331,600
14	183,000	262,200	298,400	333,600
15	183,800	263,500	300,100	335,500
16	184,600	264,900	301,700	337,400
17	185,400	266,200	303,300	339,300
18	186,500	267,500	304,900	341,200
19	187,600	268,900	306,500	343,100
20	188,800	270,300	308,200	345,000
21	190,100	271,600	309,800	346,800
22	191,400	273,000	311,400	348,700
23	192,600	274,400	313,000	350,500
24	193,900	275,800	314,600	352,300
25	195,200	277,200	316,100	354,000
26	196,600	278,600	317,600	355,700
27	198,000	280,000	319,000	357,300
28	199,500	281,400	320,400	358,900
29	201,000	282,800	321,800	360,400
30	202,500	284,200	323,200	361,600
31	204,000	285,600	324,600	362,800
32	205,500	286,900	326,000	364,000
33	207,100	288,200	327,400	365,200
34	208,600	289,500	328,800	366,300
35	210,200	290,800	330,100	367,300
36	211,800	292,100	331,400	368,400
37	213,400	293,300	332,600	369,400
38	214,900	294,500	333,800	370,300
39	216,500	295,700	334,900	371,200
40	218,100	296,900	336,000	372,100
41	219,600	298,100	337,100	372,900
42	220,400	299,200	338,100	373,700
43	221,200	300,300	339,000	374,500
44	222,000	301,300	339,900	375,200
45	222,700	302,300	340,800	375,800
46	223,200	303,200	341,600	376,400
47	223,700	304,100	342,400	377,000

48	224, 200	305, 000	343, 200	377, 500
49	224, 600	305, 900	344, 000	377, 900
50	225, 100	306, 800	344, 700	378, 400
51	225, 600	307, 600	345, 400	378, 800
52	226, 200	308, 400	346, 100	379, 200
53	226, 800	309, 200	346, 800	379, 600
54	227, 500	310, 000	347, 500	380, 000
55	228, 200	310, 800	348, 100	380, 400
56	229, 000	311, 500	348, 700	380, 800
57	229, 900	312, 200	349, 200	381, 100
58	230, 700	312, 900	349, 700	381, 400
59	231, 500	313, 600	350, 200	381, 800
60	232, 400	314, 300	350, 600	382, 100
61	233, 400	315, 000	351, 000	382, 400
62	234, 300	315, 600	351, 400	382, 700
63	235, 200	316, 200	351, 800	383, 100
64	236, 000	316, 800	352, 200	383, 400
65	236, 900	317, 400	352, 600	383, 700
66	237, 700	318, 000	353, 000	384, 100
67	238, 600	318, 500	353, 400	384, 400
68	239, 500	319, 000	353, 800	384, 700
69	240, 400	319, 500	354, 100	385, 000
70	241, 300	320, 000	354, 400	385, 300
71	242, 200	320, 500	354, 700	385, 600
72	243, 100	321, 000	355, 000	385, 900
73	244, 000	321, 500	355, 300	386, 200
74	244, 900	322, 000	355, 600	386, 500
75	245, 800	322, 500	355, 900	386, 800
76	246, 700	322, 900	356, 200	387, 100
77	247, 500	323, 300	356, 500	387, 400
78	248, 300	323, 700	356, 800	387, 700
79	249, 200	324, 100	357, 100	388, 000
80	250, 100	324, 400	357, 400	388, 300
81	250, 900	324, 700	357, 700	388, 600
82	251, 800	325, 100	358, 000	388, 900
83	252, 700	325, 500	358, 300	389, 200
84	253, 500	325, 800	358, 600	389, 500
85	254, 400	326, 100	358, 900	389, 700
86	255, 300	326, 400	359, 200	390, 000
87	256, 200	326, 700	359, 500	390, 300
88	257, 000	327, 000	359, 800	390, 600
89	257, 800	327, 300	360, 100	390, 900
90	258, 700	327, 600	360, 400	391, 200
91	259, 600	327, 900	360, 700	391, 500
92	260, 500	328, 200	361, 000	391, 800
93	261, 500	328, 500	361, 300	392, 100
94	262, 500	328, 800	361, 600	392, 400
95	263, 400	329, 100	361, 900	392, 700
96	264, 300	329, 300	362, 200	393, 000
97	265, 100	329, 600	362, 500	393, 300
98	265, 900	329, 900	362, 800	393, 600
99	266, 800	330, 200	363, 100	393, 900
100	267, 600	330, 500	363, 400	394, 200

101	268,400	330,700	363,700	394,500
102	269,300	331,000	364,000	394,800
103	270,300	331,300	364,300	395,100
104	271,300	331,600	364,600	395,400
105	272,200	331,900	364,800	395,700
106	273,100	332,200	365,100	396,000
107	274,000	332,500	365,400	396,300
108	274,900	332,700	365,700	396,600
109	275,800	333,000	366,000	396,900
110	276,800	333,300	366,300	397,200
111	277,700	333,600	366,600	397,500
112	278,400	333,900	366,900	397,800
113	279,200	334,200	367,200	398,100
114	280,000	334,500	367,500	398,400
115	280,700	334,800	367,800	398,700
116	281,500	335,100	368,100	399,000
117	282,200	335,400	368,400	399,300
118	282,800	335,700	368,700	399,600
119	283,300	336,000	369,000	399,900
120	283,800	336,300	369,300	400,200
121	284,200	336,600	369,600	400,500
122	284,600	336,900	369,900	400,800
123	285,000	337,200	370,200	401,100
124	285,400	337,500	370,500	401,400
125	285,700	337,800	370,800	401,700
126	286,100	338,100	371,100	402,000
127	286,400	338,400	371,400	402,300
128	286,800	338,700	371,700	402,600
129	287,100	339,000	372,000	402,900
130	287,500	339,300	372,300	403,200
131	287,900	339,600	372,600	403,500
132	288,200	339,900	372,900	403,800
133	288,500	340,200	373,200	404,100
134	288,800	340,500	373,500	404,400
135	289,100	340,800	373,800	404,700
136	289,400	341,100	374,100	405,000
137	289,700	341,400	374,400	405,300
138	290,000	341,700	374,700	405,600
139	290,300	342,000	375,000	405,900
140	290,600	342,300	375,300	406,200
141	290,900	342,600	375,600	406,500
142	291,200	342,900	375,900	406,800
143	291,500	343,200	376,200	407,100
144	291,800	343,500	376,500	407,400
145	292,100	343,800	376,800	407,700
146	292,300	344,100	377,100	408,000
147	292,600	344,400	377,400	408,300
148	292,900	344,700	377,700	408,600
149	293,200	345,000	378,000	408,900
150	293,500	345,300	378,300	
151	293,800	345,600	378,600	
152	294,100	345,900	378,900	
153	294,400	346,200	379,200	

154	294,700	346,500	379,500	
155	295,000	346,800	379,800	
156	295,300	347,100	380,100	
157	295,600	347,400	380,400	
158	295,900	347,700	380,700	
159	296,200	348,000	381,000	
160	296,500	348,300	381,300	
161	296,800	348,600	381,600	
162	297,100	348,900	381,900	
163	297,400	349,200	382,200	
164	297,700	349,500	382,500	
165	298,000	349,800	382,800	
166	298,300	350,100	383,100	
167	298,600	350,400	383,400	
168	298,900	350,700	383,700	
169	299,200	351,000	384,000	
170	299,500	351,300	384,300	
171	299,800	351,600	384,600	
172	300,100	351,900	384,900	
173	300,400	352,200	385,200	
174	300,700	352,500	385,500	
175	301,000	352,800	385,800	
176	301,300	353,100	386,100	
177	301,600	353,400	386,400	
178	301,900	353,700	386,700	
179	302,200	354,000	387,000	
180	302,500	354,300	387,300	
181	302,800	354,600	387,600	
182	303,100	354,900	387,900	
183	303,400	355,200	388,200	
184	303,700	355,500	388,500	
185	304,000	355,800	388,800	
186	304,300	356,100	389,100	
187	304,600	356,400	389,400	
188	304,900	356,700	389,700	
189	305,200	357,000	390,000	
190	305,500	357,300	390,300	
191	305,800	357,600	390,600	
192	306,100	357,900	390,900	
193	306,400	358,200	391,200	
194	306,700	358,500		
195	307,000	358,800		
196	307,300	359,100		
197	307,600	359,400		
198	307,900	359,700		
199	308,200	360,000		
200	308,500	360,300		
201	308,800	360,600		
202	309,100	360,900		
203	309,400	361,200		
204	309,700	361,500		
205	310,000	361,800		
206	310,300	362,100		

207	310,600	362,400		
208	310,900	362,700		
209	311,200	363,000		
210	311,500	363,300		
211	311,800	363,600		
212	312,100	363,900		
213	312,400	364,200		
214	312,700	364,500		
215	313,000	364,800		
216	313,300	365,100		
217	313,600	365,400		
218	313,900	365,700		
219	314,200	366,000		
220	314,500	366,300		
221	314,800	366,600		
222	315,100	366,900		
223	315,400	367,200		
224	315,700	367,500		
225	316,000	367,800		
226	316,300			
227	316,600			
228	316,900			
229	317,200			
230	317,500			
231	317,800			
232	318,100			
233	318,400			
234	318,700			
235	319,000			
236	319,300			
237	319,600			
238	319,900			
239	320,200			
240	320,500			
241	320,800			
242	321,100			
243	321,400			
244	321,700			
245	322,000			
246	322,300			
247	322,600			
248	322,900			
249	323,200			
250	323,500			
251	323,800			
252	324,100			
253	324,400			
254	324,700			
255	325,000			
256	325,300			
257	325,600			
258	325,900			
259	326,200			

260	326,500			
261	326,800			
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	211,500	226,000	246,500	278,400

備考 この表は、技能労務系の職務に従事する職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(期末手当の特例)

- 3 改正後の条例第15条第2項及び第3項の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の95」とあるのは「100分の100」と、同条第3項中「100分の70」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の62.5」とする。

(勤勉手当の特例)

- 4 改正後の条例第15条の2第2項及び第3項の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日として支給する勤勉手当に限り、同条第2項中「100分の117.5」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の142.5」と、「100分の147.5」とあるのは「100分の152.5」と、同条第3項中「100分の57.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の70」とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

給料表の全級全号給を改めるとともに、初任給並びに期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

令和6年度給与改定状況

1 給与改定

(1) 総括

(単位 円)

区 分	現行平均給与月額	改定後平均給与月額	改定額	改定率	備 考
給 料	318,529	328,420	9,891	2.55%	給料表改定率 [3.11%]
扶養手当	4,898	4,898	0	0.00%	
地域手当	50,357	51,841	1,484	0.38%	
住居手当	1,916	1,916	0	0.00%	
管理職手当	12,288	12,288	0	0.00%	
計	387,988	399,363	11,375	2.93%	

(2) 初任給の改定状況

(単位 円)

区 分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額	改定率
上 級	196,200	225,500	29,300	14.93%
中 級	170,400	199,700	29,300	17.19%
初 級	160,100	188,000	27,900	17.43%

(3) 期末・勤勉手当の改定

区 分		現 行 支給月数 A	改定後支給月数		改定月数 (C-A)
			令和6年度 B	令和7年度 以降 C	
期 末 手 当	6月期	1.20月 (0.675月)	1.20月 (0.675月)	1.25月 (0.70月)	0.05月 (0.025月)
	12月期	1.20月 (0.675月)	1.30月 (0.725月)	1.25月 (0.70月)	0.05月 (0.025月)
	計	2.40月 (1.35月)	2.50月 (1.40月)	2.50月 (1.40月)	0.10月 (0.05月)
勤 勉 手 当	6月期	1.125月 (0.55月)	1.125月 (0.55月)	1.175月 (0.575月)	0.05月 (0.025月)
	12月期	1.125月 (0.55月)	1.225月 (0.60月)	1.175月 (0.575月)	0.05月 (0.025月)
	計	2.25月 (1.10月)	2.35月 (1.15月)	2.35月 (1.15月)	0.10月 (0.05月)
合計		4.65月 (2.45月)	4.85月 (2.55月)	4.85月 (2.55月)	0.20月 (0.10月)

() は、再任用職員の支給月数

2 実施時期

令和6年4月1日から実施する。ただし、期末・勤勉手当の改定については、令和6年12月1日から実施する。

議案第 51 号

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三鷹市職員の給与に関する条例（昭和26年三鷹市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる者（以下「扶養親族たる子」という。） 1万3,000円
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる者 6,000円（別表第1の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が4級であるものの扶養親族については3,000円）

第8条の2第2項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第9条第2項第1号及び第3号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第13条の4第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（扶養手当の特例）

- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、この条例による改正後の三鷹市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、この条例による改正前の三鷹市職員の給与に関する条例第7条第2項第1号に掲げる者（別表第1の規定の適用を受ける職員であってその属する職務の級が4級であるものの扶養親族を除く。）に係る扶養手当の月額が3,000円とし、改正後の条例第7条第3項第1号中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」とする。

提案理由

扶養手当を改定するとともに、地域手当の支給割合及び通勤手当の支給限度額を引き上げるほか、管理職員特別勤務手当に係る支給対象時間帯を拡大するため、本案を提出します。

議案第 52 号

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市
条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	383,500円
2	432,200円
3	483,700円
4	551,500円
5	626,100円
6	712,400円

第7条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に、
「100分の90」を「100分の95」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、令和6年
4月1日から適用する。

（期末手当の特例）

- 3 改正後の条例第7条の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日とし
て支給する期末手当に限り、同条中「100分の175」とあるのは、「100分の190」
とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹
市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支
払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

給料表の全号給を改めるとともに、期末手当の特例を定めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 53 号

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例

三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削り、同条第5項中「格付け、第3項の規定による給料月額の設定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を「格付及び前項の規定による給料月額の設定」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条中「第2条、第13条の4第1項及び第15条第2項の規定の適用については、第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成25年三鷹市条例第9号）第6条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と」を「第13条の4第1項、第15条第2項及び第15条の2第2項の規定の適用については」に、「100分の175」を「100分の80」と、第15条の2第2項中「100分の117.5（課長職職員にあつては100分の137.5、部長職職員にあつては100分の147.5）」とあるのは「100分の112.5」に改める。

第8条中「、第12条から第13条の3まで、第15条の2及び第15条の2の4」を「及び第12条から第13条の3まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給するとともに、期末手当の支給率を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

議案第 54 号

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（昭和27年三鷹市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の232.5」を「100分の242.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定の適用については、令和6年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の242.5」とあるのは、「100分の252.5」とする。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 55 号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を
改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の232.5」を「100分の242.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第2項の規定は、令和6年12月1日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の242.5」とあるのは、「100分の252.5」とする。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

期末手当の支給率を引き上げるため、本案を提出します。

議案第 56 号

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市税条例の一部を改正する条例

三鷹市市税条例（昭和25年三鷹市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第20条（見出しを含む。）中「令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（都市計画税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の三鷹市市税条例の規定は、令和7年度分及び令和8年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

令和7年度分及び令和8年度分の都市計画税の税率における特例を定めるため、本案を提出します。

議案第 57 号

三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三鷹市スポーツ施設条例

第1条、第2条、第3条第1項、第6条、第7条第1項、第8条第1項、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条、第12条第1項及び第3項、第15条から第18条まで並びに第20条並びに別表第4備考中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第2条 三鷹市市民体育施設条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

(5) 三鷹市井ログラウンド

別表第1に次のように加える。

三鷹市井ログラウンド	三鷹市井ロー丁目6番1号
------------	--------------

別表第2中

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場 多目的スポーツ広場 会議室	12月29日から翌年の1月3日までの日
--------------	---	---------------------

」

を

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート 野球場 ソフトボール場 練習場 サッカー・ラグビー場	12月29日から翌年の1月3日までの日
--------------	---	---------------------

	多目的スポーツ 広場 会議室	
三鷹市井ログラウンド		12月29日から翌年の1月3日までの日

」

に改める。

別表第3中

「

三鷹市大沢総合 グラウンド	テニスコート 野球場（夜間照 明設備あり） サッカー・ラグ ビー場 多目的スポーツ 広場 会議室	午前7時から午後9時まで
	野球場（夜間照 明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から 翌年3月までの期間は、午前7時から 午後5時まで）

」

を

「

三鷹市大沢総合 グラウンド	テニスコート 野球場（夜間照 明設備あり） サッカー・ラグ ビー場 多目的スポーツ 広場 会議室	午前7時から午後9時まで
	野球場（夜間照 明設備なし） ソフトボール場 練習場	午前7時から午後7時まで（11月から 翌年3月までの期間は、午前7時から 午後5時まで）
三鷹市井ログラウンド		午前9時から午後5時まで（5月から 8月までの期間は、午前9時から午後 6時30分まで）

」

に改める。

別表第4の4の表以外の部分中「三鷹市大沢総合グラウンド」の右に「、三鷹市井口グラウンド」を加える。

別表第4の4の表中

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
	野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	ソフトボール場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	練習場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	
	サッカー・ラグビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,500円)	
	多目的スポーツ広場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、1,000円)	
	会議室	1室2時間以内 300円	

」

を

「

三鷹市大沢総合グラウンド	テニスコート	1面2時間以内 1,500円	1人1面2時間以内 500円
--------------	--------	-------------------	-------------------

ラウンド	野球場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,500円)	
	ソフトボ ール場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,500円)	
	練習場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,000円)	
	サ ッ カ ー・ラグ ビー場	1面2時間以内 3,000円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,500円)	
	多目的ス ポーツ広 場	1面2時間以内 2,000円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,000円)	
	会議室	1室2時間以内 300円	
三鷹市井ログラウン ド		1面2時間以内 2,600円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、1,300円)	
		5月から8月までの期間にお いて午後5時から午後6時30 分までに1面を1時間30分以 内で使用する場合 1,950円 (中学生以下の者を主な構成 員とする団体が使用する場 合は、970円)	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条並びに附則第3項及び第4項の規定は令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の三鷹市スポーツ施設条例の規定による三鷹市井口グラウンドの使用に係る手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例の一部改正)

- 3 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ条例（平成28年三鷹市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める。

(三鷹中央防災公園条例の一部改正)

- 4 三鷹中央防災公園条例（平成28年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「体育施設（）」を「スポーツ施設（）」に、「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改め、同条第2項中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に、「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改め、同条第3項中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に、「三鷹市市民体育施設条例」を「三鷹市スポーツ施設条例」に改める。

第10条第1項中「第6条第1号」を「同条第1号」に、「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改める。

別表中「公園体育施設」を「公園スポーツ施設」に改める。

提案理由

条例の題名を改めるとともに、三鷹市井口グラウンドを新設し、使用料等を定め、指定管理施設に加えるほか、規定を整備するため、本案を提出します。

案 内 図

三鷹市井ログラウンド



議案第 58 号

三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例

三鷹市立保育園設置条例（昭和31年三鷹市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表三鷹市立牟礼保育園の項、三鷹市立東台保育園の項、三鷹市立大沢台保育園の項及び三鷹市立こじか保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

公私連携型保育所への移行に伴い、三鷹市立牟礼保育園、三鷹市立東台保育園、三鷹市立大沢台保育園及び三鷹市立こじか保育園を廃止するため、本案を提出します。

案 内 図

廃止する保育園

三鷹市立牟礼保育園



案 内 図

廃止する保育園

三鷹市立東台保育園



案内図

廃止する保育園

三鷹市立大沢台保育園



案内図

廃止する保育園

三鷹市立こじか保育園



議案第 59 号

三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市学童保育所条例の一部を改正する条例

三鷹市学童保育所条例（昭和47年三鷹市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「おおむね10歳未満の」を削り、同条第4号ただし書中「小学校第4学年以下であること」を「この限りでない」に改める。

第10条第1項中「6,000円」を「7,000円」に改める。

別表第1中

「

三鷹市一小学童保育所B	三鷹市新川六丁目4番16号
-------------	---------------

」

を

「

三鷹市一小学童保育所B	三鷹市新川六丁目4番16号
三鷹市一小学童保育所C	三鷹市新川六丁目4番19号

」

に改める。

別表第2備考を次のように改める。

備考 延長育成料が学童1人1月につき2,000円を超えるときは、2,000円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三鷹市学童保育所条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、令和7年4月以後の月分の学童保育所育成料について適用し、同年3月以前の月分の学童保育所育成料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2備考の規定は、令和7年4月以後の月分の学童保育所延長育成料について適用し、同年3月以前の月分の学童保育所延長育成料については、なお従前の例による。

提案理由

三鷹市一小学童保育所Cを新設するほか、入所資格を拡充するとともに、学童保育所育成料の額等を改めるため、本案を提出します。

案内図

三鷹市一小学童保育所C



議案第 60 号

財産の無償貸付けについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

1 貸付けの目的

公設民営保育園の三鷹市立牟礼保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営するため

2 財産

(1) 土地

ア 所在

三鷹市牟礼七丁目2156番4

イ 地目

宅地

ウ 面積

762.68m²

(2) 建物

ア 所在地

三鷹市牟礼七丁目4番52号

イ 構造

鉄筋コンクリート造地上2階建て

ウ 延べ床面積

594.26m²

3 貸付けの相手方

東京都国分寺市光町二丁目5番地1

株式会社こどもの森

代表取締役 久芳 敬裕

4 貸付けの期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

公設民営保育園の三鷹市立牟礼保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営することを目的とし、土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下省略)

案内図

三鷹市立牟礼保育園



議案第 61 号

財産の無償貸付けについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

1 貸付けの目的

公設民営保育園の三鷹市立東台保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営するため

2 財産

(1) 土地

ア 所在

三鷹市中原二丁目65番1

イ 地目

学校用地

ウ 面積

11,766.25㎡のうち1,396.92㎡

(2) 建物

ア 所在地

三鷹市中原二丁目17番39号

イ 構造

鉄筋コンクリート造平屋建て（園舎）

鉄骨造（駐輪場）

ウ 延べ床面積

447.11㎡

3 貸付けの相手方

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル

株式会社ベネッセスタイルケア

代表取締役社長 滝山 真也

4 貸付けの期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

公設民営保育園の三鷹市立東台保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営することを目的とし、土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下省略)

三鷹市立東台保育園



議案第 62 号

財産の無償貸付けについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

1 貸付けの目的

公設民営保育園の三鷹市立大沢台保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営するため

2 財産

(1) 土地

ア 所在

三鷹市大沢二丁目1376番2

イ 地目

宅地

ウ 面積

1,300.69m²

(2) 建物

ア 所在地

三鷹市大沢二丁目2番52号

イ 構造

鉄筋コンクリート造平屋建て

ウ 延べ床面積

426.83m²

3 貸付けの相手方

東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル

株式会社ベネッセスタイルケア

代表取締役社長 滝山 真也

4 貸付けの期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

公設民営保育園の三鷹市立大沢台保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営することを目的とし、土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下省略)

案内図

三鷹市立大沢台保育園



議案第 63 号

財産の無償貸付けについて

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

1 貸付けの目的

公設民営保育園の三鷹市立こじか保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営するため

2 財産

(1) 土地

ア 所在

三鷹市新川六丁目827番5

イ 地目

宅地

ウ 面積

1,200m²

(2) 建物

ア 所在地

三鷹市新川六丁目7番8号

イ 構造

木造平屋建て

ウ 延べ床面積

470.61m²

3 貸付けの相手方

東京都国分寺市光町二丁目5番地1

株式会社こどもの森

代表取締役 久芳 敬裕

4 貸付けの期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

提案理由

公設民営保育園の三鷹市立こじか保育園を公私連携型保育所に移行し、継続的かつ安定的に運営することを目的とし、土地及び建物を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粹

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

- (6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(以下省略)

三鷹市立こじか保育園



議案第 64 号

三鷹ネットワーク大学の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹ネットワーク大学の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹ネットワーク大学の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹ネットワーク大学 三鷹市下連雀三丁目24番3号	三鷹市下連雀三丁目24番3号 特定非営利活動法人 三鷹ネットワーク大学推進機構	令和7年4月 1日から令和 17年3月31日 まで

提案理由

三鷹ネットワーク大学の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 65 号

三鷹市井口グラウンドの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市井口グラウンドの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市井口グラウンドの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市井口グラウンド 三鷹市井ロー丁目6番1号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和7年4月 1日から令和 9年3月31日 まで

提案理由

三鷹市井口グラウンドの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 66 号

三鷹市一小学童保育所Cの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市一小学童保育所Cの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市一小学童保育所Cの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市一小学童保育所C 三鷹市新川六丁目4番19号	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目38番2号 株式会社 日本保育サービス	令和7年4月 1日から令和 11年3月31日 まで

提案理由

三鷹市一小学童保育所Cの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 67 号

令和 6 年度三鷹市一般会計補正予算（第 5 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 68 号

令和 6 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 69 号

令和 6 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 70 号

令和 6 年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年11月29日

提出者 三鷹市長 河 村 孝